

宮城県指定構造計算適合性判定機関指定基準

平成19年 5月31日制定
平成24年 3月30日一部改正
平成25年 2月 1日一部改正
平成27年 6月 1日一部改正
平成31年 4月 1日一部改正
令和 6年12月 2日一部改正
令和 7年12月 1日一部改正

1 趣旨

この基準は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第18条の2第1項に基づき、知事が構造計算適合性判定(以下「判定」という。)の全部又は一部を行わせる場合における法第77条の35の2から法第77条の35の5までの規定により指定(以下「指定」という。)する指定構造計算適合性判定機関(以下「判定機関」という。)の指定及び法77条の35の7の規定による指定の更新(以下「指定の更新」という。)について、当該要件その他必要な事項を定めるものとする。

2 指定要件

知事は、次の要件に適合していると認める者を指定する。

(1) 法令等への適合

指定を申請する者(以下「申請者」という。)は、法、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。)、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。)及び指定構造計算適合性判定機関指定準則(平成27年3月2日付け国住指第4540号。以下「指定準則」という。)に定める指定構造計算適合性判定機関及び判定の業務に係る規定に適合するものとする。

(2) 業務区域

原則、宮城県全域とする。

(3) 業務範囲

法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第6条の3第1項、第18条第5項に基づく判定の業務とする。

ただし、申請者の体制等に応じて、判定の業務範囲を限定して指定することができるものとする。

(4) 構造計算適合性判定員の人数

指定準則によるものとする。

(5) 判定業務の実施体制

指定準則によるものとする。

(6) 経理的基礎

指定準則によるものとする。

(7) 設備等

指定準則による他、主要な認定プログラムについては、保有するか、若しくはリース契約により調達する等、使用できる環境を整備するものとする。

(8) 役職員等の構成等

指定準則によるものとする。

(9) 判定の業務を行う事務所の所在地

事務所の所在地は、宮城県内にあること。

3 指定の更新要件

2 指定要件の規定は、指定の更新の場合について準用する。

附 則

本指定基準は、平成19年5月31日から施行する。

附 則

- 1 本指定基準は、平成24年3月30日から施行する。
- 2 この指定基準の施行の際現に改正前の指定基準の規定により指定を受けている下表の判定機関の判定の業務を行う事務所の所在地に関する指定の更新の基準については、改正後の指定基準2指定要件等（10）の規定にかかわらず、なお従前の例による（下表の指定年月日の指定に継続していく指定の更新に限る。）。

表

指定構造計算適合性判定機関	指定年月日
一般財団法人宮城県建築住宅センター	平成19年6月5日
一般財団法人日本建築センター	平成19年6月12日
財団法人日本住宅・木材技術センター	平成19年8月23日
一般財団法人日本建築設備・昇降機センター	平成19年9月7日
株式会社東京建築検査機構	平成20年4月8日
株式会社ビューローベリタスジャパン	平成20年9月29日
株式会社建築構造センター	平成20年10月7日
株式会社グッド・アイズ建築検査機構	平成20年10月7日
ハウスプラス確認検査株式会社	平成21年4月13日

附 則

本指定基準は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

本指定基準は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

本指定基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本指定基準は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。